平成２６年（フ）第１０４６号
札幌市南区北ノ沢９丁目１番21―401号
債務者　大嶋　心介
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６３号
札幌市豊平区平岸１条９丁目２番11号　ニューパレス７番館101号
債務者　井上　莉彩（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８２号
札幌市中央区北３条西16丁目１番地19　カサクレス303号
債務者　澤田　毅旨
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３４号
札幌市厚別区大谷地東５丁目16番３―102号
債務者　河内　裕司
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５３号
札幌市豊平区平岸３条17丁目５番１―204号
債務者　松田　宗夫
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５４号
札幌市豊平区平岸３条17丁目５番１―204号
債務者　松田やすえ
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１７４号
札幌市南区澄川４条５丁目２番１号　大空マンション103号
債務者　田上　時夫
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１７５号
札幌市南区澄川４条５丁目２番１号　大空マンション103号
債務者　田上千鶴子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２００号
札幌市北区北28条西４丁目２番20号　パレ・ロワイヤル６号
債務者　小野　義行
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２４８号
北海道北広島市東共栄１丁目17番地１、住民票上の住所札幌市中央区北６条西22丁目１番20―102号
債務者　矢野　浩輔
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２１号
札幌市西区発寒６条８丁目５番３―202号
債務者　平島　健介
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０号
山形県酒田市宮野浦３丁目22番48号、前住所山形県酒田市大宮町３丁目４番９号
債務者　志田美和子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１４８号
群馬県高崎市中居町１丁目15番地１　コンフォール102号
債務者　岡村　　勉
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２０６号
相模原市中央区上溝435番地　サンコーポ103
債務者　増田　正史
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２０７号
相模原市中央区光が丘１丁目７番６号　サンパレス202号
債務者　仁上　清美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２０８号
神奈川県座間市相武台４丁目14番12号　サニーヒル202号
債務者　吉野　亨二
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２１１号
相模原市中央区弥栄２丁目12番３号　ＦＹプラザ201
債務者　西脇　弘和
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部